人事院公示第19号

人事院は、人事院規則２－４（人事院の職員に対する権限の委任）第２項の規定に基づき、国家公務員法（昭和22年法律第120号）に定める人事院の権限及び所掌事務の一部委任に関し、次のとおり決定した。

平成26年５月29日　　人事院総裁　一宮なほみ

１　委任を受ける職員の職名

人事院事務総長

２　委任する権限及び所掌事務

国家公務員法（昭和22年法律第120号）第108条の５の２第２項の規定に基づき、要請の内容について公表すること。

３　委任の効力の発生する日

平成26年５月30日

人事院公示第20号

人事院総裁は、人事院規則２－４（人事院の職員に対する権限の委任）第３項の規定に基づき、人事院公示の廃止に関し、次のとおり決定した。

平成26年５月29日　　人事院総裁　一宮なほみ

１　平成12年人事院公示第５号は、廃止する。

２　この決定は、平成26年５月30日から効力を発生する。

人事院公示第21号

人事院は、人事院規則２－４（人事院の職員に対する権限の委任）第２項の規定に基づき、昭和38年人事院公示第５号、昭和56年人事院公示第５号、昭和60年人事院公示第２号、昭和60年人事院公示第３号、平成６年人事院公示第14号、平成12年人事院公示第４号及び平成21年人事院公示第８号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

平成26年５月29日　　人事院総裁　一宮なほみ

１　昭和38年人事院公示第５号

第２項中第１号の４を第１号の８とし、第１号の３を第１号の７とし、第１号の２を第１号の６とし、同項第１号中「（昭和25年法律第95号）」を削り、同号を同項第１号の５とし、同号の前に次の４号を加える。

一　一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第６条の２第１項に基づく内閣総理大臣の定めに基づき、指定職号俸管理簿の写しの提出を求めること。

一の二　一般職の職員の給与に関する法律第８条第１項に基づく内閣総理大臣の定め又は同条第２項に基づく人事院指令（以下「指令」という。）に基づき、級別定数管理簿の写しの提出を求めること。

一の三　指令に基づき、一般職の職員の給与に関する法律第８条の２に規定する再任用短時間勤務職員及び国家公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第109号）第23条第２項に規定する任期付短時間勤務職員についての職務の級の定数を定めること。

一の四　指令に基づき、職務の級の定数の流用について別段の取扱いをすることを承認すること。

第２項第２号の５を削る。

第２項第５号中⑴を削り、⑵を⑴とし、⑶を⑵とし、⑷を⑶とし、（４の２）を⑷とし、㈣から㈤までを削る。

２　昭和56年人事院公示第５号

前書き中「及び人事院規則10－９（民間派遣研修）」を削る。

第２項を次のように改める。

２　委任する権限及び所掌事務

一　人事院規則10－３（職員の研修）（以下「規則」という。）第６条第２項の規定に基づき、人事院が定めることとされている基準について定めること。

二　規則第９条の規定に基づき、人事院が定めることとされている研修について定めること。

３　昭和60年人事院公示第２号

第２項第２号⑹中「第３項」を「第４項」に改める。

４　昭和60年人事院公示第３号

第２項第２号中「第３条第１項第１号及び第２号」を「第３条第１項」に改める。

５　平成６年人事院公示第14号

第２項第２号中⑹の次に（６の２）として次のように加える。

（６の２）　第10条の規定に基づき、人事院が定めることとされている基準について定めること。

６　平成12年人事院公示第４号

前書き中「（平成11年法律第224号）、」を「（平成11年法律第224号）及び」に改め、「及び人事院規則21－１（交流基準）」を削る。

第２項第１号⑶中「第７条第１項」を「第７条第２項」に改め、同号⑷中「第７条第３項」を「第７条第２項」に改め、同号⑸中「認める」を「承認する」に改め、同号⑼中「第23条第２項」を「第23条第１項」に改める。

第二項第２号⑾中「第19条」を「第44条」に改め、同号⑾を同号⑰とし、同号⑽中「第18条の２第５号」を「第43条第５号」に改め、同号⑽を同号⑯とし、同号⑼中「第18条の２第４号」を「第43条第４号」に改め、同号⑼を同号⑮とし、同号⑻中「第18条の２」を「第43条」に改め、同号⑻を同号⑭とし、同号⑺中「第18条第６号」を「第42条第１項第６号」に改め、同号⑺を同号⑬とし、同号⑹中「第17条第２項」を「第41条第２項」に改め、同号⑹を同号⑫とし、同号⑸中「第16条」を「第40条」に改め、同号⑸を同号⑪とし、同号⑷中「第10条第１項」を「第34条第１項」に改め、同号⑷を同号⑩とし、同号⑶中「第７条第７号」を「第31条第１項第７号」に改め、同号⑶を同号⑨とし、同号（２の２）中「第７条第６号」を「第31条第１項第６号」に改め、同号（２の２）を同号⑻とし、同号⑵中「第６条」を「第30条」に改め、同号⑵を同号⑺とし、同号⑴中「第５条第２項」を「第29条第２項」に改め、同号⑴を同号⑹とし、同号⑹の前に次のように加える。

⑴　第２条第２項第１号の規定に基づき、人事院が定めることとされている処分等について定めること。

⑵　第２条第２項第３号の規定に基づき、人事院が定めることとされている官職について定めること。

⑶　第２条第２項第５号の規定に基づき、人事院が定めることとされている組織について定めること。

⑷　第12条の規定に基づき、人事院が定めることとされている処分等及び場合について定めること。

⑸　第13条の規定に基づき、人事院が定めることとされている部局等について定めること。

第２項第３号を削る。

７　平成21年人事院公示第８号

前書き中「国家公務員法（昭和22年法律第120号）」の次に、「、人事院規則１－62（国家公務員法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係人事院規則の整備等に関する人事院規則）」を加える。